

監査報告書

2025 年 4 月 23 日

公益社団法人日本化学会

会長 丸岡 啓二 殿

監事 冨重 圭一 

監事 五十嵐 仁一 

監事 加藤 昌子 

監事 石谷 治 

私たち監事は、当法人（公益社団法人日本化学会）の 2024 年 3 月 1 日から 2025 年 2 月 28 日までの 2024 年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書、理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 99 条第 1 項（同法第 197 条において準用する第 99 条第 1 項）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 33 条第 2 項の規定に基づき、監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、当法人の事務所において業務及び財産状況を調査しました。

以上の方法によって、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書を監査しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について監査しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示していると認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 事業報告に記載されている内部統制システムに関する理事会決議及びその体制下の理事の職務の執行は、相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等は、当法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

3 後発事象

無し。

以上